

富山県 富山市 中大久保・塩 地区

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和4年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 落札に係る物品等の名称及び数量

富山県防災・危機管理センター（仮称）に係る執務室用備品等その2 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号

3 落札者を決定した日

令和4年8月10日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社堀江商会 富山市婦中町外輪野1430番地1

5 落札金額

59,180,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和4年7月8日

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市加茂中部798番、799番及び800番			富山市小杉846番地8 ディアス・ガーデン 202号	安達 有希

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ五本榎店 富山市五本榎54番1 ほか

2 店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ

3 店舗において小売業を行う者 株式会社クスリのアオキ

4 新設の日 令和5年4月1日

5 店舗面積の合計 1,312㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南側1箇所/52台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南側2箇所/25台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物東側1箇所/16㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南西側1箇所/7.6㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時及び翌午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～翌午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所／敷地南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後10時

8 届出の日 令和4年8月31日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

10 縦覧期間 令和4年9月9日から令和5年1月10日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

サンコー野村本店 高岡市能町字東野159番1

2 店舗を設置する者 三幸株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 土田 一清

(変更後) 代表取締役 伊藤 正彦

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三幸株式会社 代表取締役 土田 一清 高岡市御旅屋85番地

(変更後) 三幸株式会社 代表取締役 伊藤 正彦 高岡市野村1711番地

4 変更の日 令和3年6月30日 ほか

5 変更の理由 (1)建物設置者の代表者が交代したため

(2)小売業者の代表者の氏名・住所が変更したため

6 届出の日 令和4年8月25日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和4年9月9日から令和5年1月10日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準

用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

サンコー京田店 高岡市京田607-1 外5筆

2 店舗を設置する者 三幸株式会社

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 土田 一清

(変更後) 代表取締役 伊藤 正彦

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 土田 一清

(変更後) 代表取締役 伊藤 正彦

4 変更の日 令和3年6月30日

5 変更の理由 (1)建物設置者の代表者が交代したため

(2)小売業者の代表者が変更したため

6 届出の日 令和4年8月25日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和4年9月9日から令和5年1月10日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

- (2) (1)の事項の公表の可否

- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

サンコー木津店 高岡市木津 810番地1 外17筆

2 店舗を設置する者 三幸株式会社

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 土田 一清

(変更後) 代表取締役 伊藤 正彦

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 土田 一清

(変更後) 代表取締役 伊藤 正彦

4 変更の日 令和3年6月30日

- 5 変更の理由 (1)建物設置者の代表者が交代したため
(2)小売業者の代表者が変更したため

6 届出の日 令和4年8月25日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和4年9月9日から令和5年1月10日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

サンコー砺波店 砺波市苗加388-1 外9筆

2 店舗を設置する者 三幸株式会社

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 土田 一清
(変更後) 代表取締役 伊藤 正彦
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前) 代表取締役 土田 一清

(変更後) 代表取締役 伊藤 正彦

- 4 変更の日 令和3年6月30日
- 5 変更の理由 (1)建物設置者の代表者が交代したため
(2)小売業者の代表者が変更したため
- 6 届出の日 令和4年8月25日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
- 8 縦覧期間 令和4年9月9日から令和5年1月10日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地
堀川本郷ショッピングセンターA街区 富山市堀川本郷15-12
- 2 店舗を設置する者
三幸株式会社/株式会社クスリのアオキ/株式会社あかのれん/株式会社セブン-

イレブン・ジャパン

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三幸株式会社 代表取締役 土田 一清

(変更後) 三幸株式会社 代表取締役 伊藤 正彦

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三幸株式会社 代表取締役 土田 一清

(変更後) 三幸株式会社 代表取締役 伊藤 正彦

4 変更の日 令和3年6月30日

5 変更の理由 (1)建物設置者の代表者が交代したため
(2)小売業者の代表者が変更したため

6 届出の日 令和4年8月25日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和4年9月9日から令和5年1月10日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1

項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

昭和町ショッピングセンター 高岡市昭和町一丁目506-1

2 店舗を設置する者 三幸株式会社／株式会社クスリのアオキ

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三幸株式会社 代表取締役 土田 一清 高岡市野村1711番地 ほか1

(変更後) 三幸株式会社 代表取締役 伊藤 正彦 高岡市野村1711番地 ほか1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三幸株式会社 代表取締役 土田 一清 高岡市野村1711番地 ほか1

(変更後) 三幸株式会社 代表取締役 伊藤 正彦 高岡市野村1711番地 ほか1

4 変更の日 令和3年6月30日 ほか

5 変更の理由 (1)建物設置者の代表者が交代したため

(2)小売業者の代表者の氏名・住所が変更したため

6 届出の日 令和4年8月25日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和4年9月9日から令和5年1月10日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を

有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

文苑堂書店新野村店 高岡市野村1717-1

2 店舗を設置する者 三幸株式会社

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）三幸株式会社 代表取締役 土田 一清 高岡市御旅屋85番地

（変更後）三幸株式会社 代表取締役 伊藤 正彦 高岡市野村1711番地

4 変更の日 令和3年6月30日 ほか

5 変更の理由 建物設置者の住所・代表者が交代したため

6 届出の日 令和4年8月25日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和4年9月9日から令和5年1月10日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和4年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 売却物品等の名称及び数量
救助工作車富山88た497 1台
- (2) 売却物品等の機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 引渡期限
令和4年11月11日
- (4) 引渡場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の提出場所等

(1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課用度管理係
電話 076-444-3423、3424（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

令和4年9月9日から令和4年9月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札参加申込書の提出期限

令和4年9月27日（火） 午後5時15分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札日時

令和4年10月4日（火） 午後2時00分

(2) 入札及び開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
 - (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
 - (3) その他詳細は、入札説明書による。
-

土地改良区の役員の就任

氷見市宇波土地改良区の役員に次の者が令和4年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
監事	荻野直樹	氷見市宇波 400番地

土地改良区の役員の退任

射水平野土地改良区の役員であった次の者が令和3年7月11日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	高橋正樹	高岡市駅南5丁目11番14-905号 アーバンシティー高岡駅南

土地改良区の役員の就任

射水平野土地改良区の役員に次の者が令和3年9月3日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	角田悠紀	高岡市木津 511番地40
監事	北條雅俊	射水市荒町 705番地2

土地改良区の役員 の 退任

福岡町土地改良区の役員であった次の者が令和4年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所	
理 事	中 田 正 敏	高岡市福岡町福岡新	172番地
同	中 村 清 志	同 同 大滝	845番地
同	澤 田 理 秀	同 同 開穂	113番地
同	山 田 幸 雄	同 同 荒屋敷	105番地
同	保 前 正 勝	同 同 矢部	325番地
同	小 川 弘 之	同 同 蓑島	540番地
同	大 道 儀三郎	同 同 江尻	720番地
同	米 澤 昭 光	同 同 一步二歩	308番地
同	吉 田 治	同 同 上向田	4858番地
同	山 本 榮 治	同 同 土屋	513番地
同	地 崎 啓	同 同 加茂	1296番地 3
同	青 木 紘	同 同 三日市	495番地
同	吉 田 重 成	同 同 赤丸	887番地
同	松 代 信 吾	同 同 赤丸	1093番地
同	尾 崎 輝 雄	同 石堤	480番地
同	山 田 義 宗	同 麻生谷	288番地
同	中 田 孝 司	同 八口	102番地
同	山 崎 輝 雄	同 福岡町栃丘	998番地
監 事	秋 本 賢 史	同 同 三日市	480番地
同	山 本 紘 一	同 柴野	2618番地

土地改良区の役員就任

福岡町土地改良区の役員に次の者が令和4年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所	
理事	大野好和	高岡市福岡町大野	85番地
同	中村清志	同 同 大滝	845番地
同	澤田理秀	同 同 開醇	113番地
同	山田幸雄	同 同 荒屋敷	105番地
同	浦野幹雄	同 同 矢部	538番地
同	佐伯洋一	同 同 上蓑	173番地
同	佐野隆一	同 同 小伊勢領	95番地
同	畠山豊和	同 同 一步二歩	305番地
同	藤田繁	同 同 下向田	195番地
同	山本榮治	同 同 土屋	513番地
同	蔭浦勝三	同 同 鳥倉	66番地
同	青木紘	同 同 三日市	495番地
同	吉田重成	同 同 赤丸	887番地
同	松代信吾	同 同 赤丸	1093番地
同	前野美則	同 石堤	475番地
同	小川安夫	同 麻生谷	268番地
同	中田孝司	同 八口	102番地
同	山口新三	同 福岡町五位	860番地
監事	篠原太一	同 同 下老子	475番地
同	大野日出一	同 同 赤丸	62番地
同	瀧川了治	同 高辻	436番地

土地改良区の役員の退任

広田用水土地改良区の役員であった次の者が令和4年4月1日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名 氏 名 住 所

理 事 草 野 勝 浩 富山市豊田本町二丁目5番5号

土地改良区の役員の就任

広田用水土地改良区の役員に次の者が令和4年7月7日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名 氏 名 住 所

理 事 塚 田 昌 志 富山市豊田本町二丁目4番20号

土地改良区の役員の退任

婦負郡藤ヶ池土地改良区の役員であった次の者が令和4年7月22日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名 氏 名 住 所

理 事 津 田 修 富山市婦中町下邑 192番地

同 竹 森 靖 彦 同 同 下吉川2311番地

同 矢 郷 博 昭 同 同 友坂 302番地3

同	村井勉	同	同	長沢	6198番地
同	浦上秀吉	同	同	富崎	140番地2
同	小沢良三	同	同	小長沢	2147番地
同	沢井正二	同	同	小長沢	1597番地
同	原忠	同	同	河原町	2187番地2
同	平井務	同	同	蓮花寺	598番地
同	大田正喜	同	同	長沢	5184番地
同	齊藤重成	同	同	友坂	432番地
同	大間知修平	同	同	羽根	284番地
同	吉田正道	同	同	下条	629番地
同	太田宏	同	同	羽根	311番地
同	数川義春	同	同	富川	257番地
監事	荒木勲	同	同	新町	1449番地3
同	藤田均	同	同	河原町	240番地
同	中田一雄	同	同	下条	278番地

土地改良区の役員の就任

婦負郡藤ヶ池土地改良区の役員に次の者が令和4年7月23日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年9月9日

富山県知事 新田 八郎

職名	氏名	住所
理事	津田修	富山市婦中町下邑 192番地
同	原忠	同 同 河原町2187番地2
同	齊藤重成	同 同 友坂 432番地
同	中田一雄	同 同 下条 278番地
同	平井務	同 同 蓮花寺 598番地

同	大 田 正 喜	同 同	長 沢 5184番地
同	太 田 宏	同 同	羽 根 311番地
同	嘉 指 正 明	同 同	富 崎 1229番地
同	高 橋 修 二	同 同	下 吉 川 491番地
同	沢 田 哲 雄	同 同	羽 根 246番地 1
同	小 沢 秀 二	同 同	小 長 沢 4807番地 1
同	奥 田 勉	同 同	友 坂 235番地
同	増 山 繁 雄	同 同	小 長 沢 2226番地
同	数 川 悟	同 同	富 川 278番地
同	井 上 雅 晴	同 同	長 沢 2877番地
監 事	安 川 悟	同 同	新 町 2735番地
同	吉 田 正 道	同 同	下 条 629番地
同	松 浦 義 一	同 同	富 崎 1001番地
同	焼 田 章	同 同	長 沢 4709番地10

土地改良区の役員の退任

布尻土地改良区の役員であった次の者が令和元年9月27日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	出 町 幸 男	富山市布尻 707番地 1
同	中 田 敏 夫	同 同 533番地
同	布 尻 秀 樹	同 同 532番地
同	森 田 至 彦	同 同 544番地
同	山 田 諄太郎	同 同 858番地
同	野 崎 伸 一	同 町長 73番地
監 事	谷 井 達 夫	同 布尻 685番地

同 野崎 一幸 同 町長 181番地

土地改良区の役員の就任

布尻土地改良区の役員に次の者が令和元年9月28日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年9月9日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	出町 幸男	富山市布尻 707番地 1
同	槻 隆義	同 同 686番地 3
同	中田 敏夫	同 同 533番地
同	布尻 秀樹	同 同 532番地
同	森田 至彦	同 同 544番地
同	山田 諄太郎	同 同 858番地
同	野崎 伸一	同 町長 73番地
監事	谷井 達夫	同 布尻 685番地
同	野崎 一幸	同 町長 181番地

